

総務文教常任委員会

H 2 6 . 1 1 . 1 3 (木)

午前 1 0 時 0 0 分 ~

第 3 委員会室

1 開 議

2 日程説明

3 案件

○ 行政報告

・ 亀岡市放課後児童健全育成事業に係る関連条例の制定及び一部改正について
(概要報告)

4 その他

亀岡市放課後児童健全育成事業に係る条例（案）の概要

平成27年度から子ども・子育て支援新制度が施行されることに伴い、亀岡市放課後児童健全育成事業（放課後児童会）に関する条例の新規制定及び既存条例の改正原案を検討するにあたり、その条例骨子及び改正概要（案）について実施したパブリックコメント結果、また、過去に寄せられた意見及び要望、平成26年7月に実施した入会児童保護者アンケート結果等について参酌し、本市の現状等を含め総合的に検討した結果、以下のとおり条例原案を作成し、12月市議会に上程予定としております。

①亀岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

◆条例（案）概要

基本的には、平成26年4月30日付けで国が示した「放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準」（厚生労働省令第63号）とおりの規定で原案を作成する予定です。

また、本市独自基準として「暴力団の排除」に関する項目を追加します。

ただし、国基準上で「参酌すべき基準」とされる項目の中で、条例施行時から国基準どおりとすると、本市既存事業所において基準に合致せず、その運営が不可能となる項目があるため、条例附則にて「施行日から当分の間、既存事業所については当該規定を適用しないことができる。」旨の経過措置を定めます。

○経過措置を設ける規定

- ・設備の基準として、放課後児童健全育成事業所に設ける専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならないとする規定。
- ・放課後児童健全育成事業における一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする規定。
- ・放課後児童健全育成事業所ごとに定める運営規定の項目として「利用定員」を定めておかなければならないとする規定。
- ・開所時間として、小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業を1日につき8時間以上とする規定。

②亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の改正（案）

◆条例改正（案）概要

条例改正にかかる基本方針としては、児童福祉法改正の趣旨を鑑み、その事業実施対象を亀岡市立小学校に在学する児童とするとともに、以前から様々な機会を通じて寄せられてきた市民ニーズを参酌し、その実施運営体制の改善を図るため既存条例の一部を改正します。

○条例の改正点

- ・既存条例第3条に規定する対象児童を「亀岡市立小学校に在学する児童」に改正します。
ただし、全学年を一時に受入れることによる急激な保育環境の悪化を防ぎ、良質な保育環境及び児童の安全性を確保する必要があることから、条例附則にて「対象児童については、施行日から当分の間、亀岡市立小学校に在学する第1学年から第4学年までの児童とし、第4学年の児童については、小学校の学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日のみの入会とする。」旨の経過措置を定めます。

- ・既存条例第4条に規定する開設日及び開設時間について、学校行事等による代休日を開設日とするよう一部文言の削除を行うとともに、学校休業期間中及び代休日の開設時間を午前8時からとするよう文言を追加、改正します。
- ・既存条例第7条に規定する負担金について、学校休業期間中に限定した利用に見合う負担金額を設定するため別表を改正します。また、一家庭において児童が複数入会する場合の料金に関して規定する文言を本文中に追加します。

亀岡市放課後児童健全育成事業に関する条例制定骨子及び
条例改正概要（案）に対するパブリックコメントの結果について

- 1 趣旨・目的 : 平成27年度から子ども・子育て支援新制度が施行されることに伴い、
亀岡市放課後児童健全育成事業に関する新規条例の制定及び既存条例
の改正を行うにあたり、その条例骨子及び改正概要（案）について、
広く市民からの意見を聴取することを目的として実施。
- 2 募集期間 : 平成26年10月1日（水）～10月31日（金）
- 3 募集方法 : 郵送又はファックス、市ホームページ、電子メールで送付もしくは
市民情報コーナー及び社会教育課に設置の意見箱への投函。
- 4 募集内容 : ①亀岡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例(案)骨子
②亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の改正(案)概要
- 5 応募結果 : ○応募件数 9件
(市ホームページ 6件・郵送 1件
ファックス 1件・窓口意見箱 1件)
○意見内容(コメント数※複数扱い)
①設備及び運営に関する基準を定める条例(案)骨子
・意見なし
(0件)
②実施条例の改正(案)概要
[対象学年について]
・4年生については通年での受入れを希望する。
(3件) ※内2件は夏休みだけでも希望する。
・6年生までの受入れを希望する。
(2件) ※内1件は今後検討することを希望する。
[開設日・開設時間について]
・土曜日、日曜日、祝日の開設を希望する。
(1件)
・学校の長期休業期間中の開始時間を早めることを希望する。
(1件)
・開設時間を午後6時30分までとすることを希望する。
(4件)
・開設時間を午後7時までとすることを希望する。
(1件)

【その他】

- ・亀岡市一律での対応ではなく、人員やスペース的に受入れる余裕のある放課後児童会については、学校の長期休業期間中に限らず受入れることを希望する。

(1件)

【参考】

- ・様々な機会を通じて出された保護者の意見やニーズを条例案に反映し、かつ、それらのニーズを踏まえながら放課後児童会の環境改善をしようとする姿勢に対する評価。

(1件)

- ・4年生を夏休み等学校休業期間に受入れる改正内容に対する評価。

(1件)

- ・夏休み等の学校休業期間中の開設時間を午前8時からに改善することに対する評価。

(2件)

※その他、人材確保の方法や運営方法の工夫等についての提案などの意見あり。